

議案第67号

旧木津町準財産区特別会計条例の制定について

旧木津町準財産区特別会計条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

旧木津町域の財産区財産に準ずる財産の処分等により生じる財産収入と、それに係る支出について、一般会計と区分して処理を行えるように特別会計を設置するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、条例を制定するものです。

木津川市条例第 号

旧木津町準財産区特別会計条例（案）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、  
旧木津町域の財産区財産に準ずる財産の管理及び関係区住民の福祉の増進を目的と  
した事業のため、特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

第2条 この会計においては、財産区財産に準ずる財産により発生する財産収入及び  
附属雑収入をもってその収入とし、財産又は公の施設に關し要する費用その他の諸  
費をもってその歳出とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(木津川市準財産区等事業基金条例の一部改正)
- 2 木津川市準財産区等事業基金条例（平成19年木津川市条例第68号）の一部を  
次のように改正する。

第2条及び第4条中「一般会計歳入歳出予算」を「旧木津町準財産区特別会計歳  
入歳出予算」に改める。

参考資料（議案第67号）

木津川市準財産区等事業基金条例の一部を改正する条例（案）新

旧対照表（附則第2項関係）

(新)	(旧)
第1条 (略)  (積立て)	第1条 (略)  (積立て)
第2条 基金として積み立てる額は、 <u>旧木津町準財産区特別会計歳入歳出予算</u> で定める額とする。	第2条 基金として積み立てる額は、 <u>一般会計歳入歳出予算</u> で定める額とする。
第3条 (略)  (運用益金の処理)	第3条 (略)  (運用益金の処理)
第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>旧木津町準財産区特別会計歳入歳出予算</u> に計上して、基金に繰り入れるものとする。	第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>一般会計歳入歳出予算</u> に計上して、基金に繰り入れるものとする。
第5条～第7条 (略)	第5条～第7条 (略)

## 政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 67 号 旧木津町準財産区特別会計条例の制定について				
担 当 課	財政課 管財係				
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>旧木津町域の財産区財産に準ずる財産の処分等により生じる財産収入について、現在一般会計内で処理を行っていますが、内容や基金保有状況などが一般会計の中に含まれていることから分かりにくいという状況にあります。</p> <p>さらに、一般会計に属する基金における比率も高まっています。</p> <p>以上ことから、特定の事業を行う場合に特定の歳入をもつて充て、一般の歳入歳出と区分して経理する特別会計を設置するものです。</p>				
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課内で協議・検討を行い、条例案を策定</li> <li>・調整会議（10月16日）、政策会議（10月25日）</li> </ul>				
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり			
	政策分野	17 行財政運営			
	施 策	④財産管理 ア. 財産の適正管理と施設の有効利用			
概 算 事 業 費 ( 単 位 : 千 円 )	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度 ） <input type="checkbox"/> 複数年度（ 年度 ）				
将来にわたる効果及び 経費の状況	旧木津町域の財産区財産に準ずる財産について、特別会計を設置、分類することで、歳入歳出予算・決算の内容や基金の状況が明確になります。				